

## ◎ 対象者（①～③の全てに該当）

遠距離通学等による高額通学費の一部補助をします

## ① 所得要件を満たす者

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

## 【計算式】

令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

## ② 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える者

## ③ 他の通学費支援（沖縄県バス・モノレール通学費支援事業、生活保護の生業扶助等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、県立中学生、私立中学生

## ◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※2）が15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※3）

※2 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※3 100円未満切り捨て

## ◎ 交付申請期間（追加募集）

令和5年度の追加募集にかかる補助金交付申請受付期間は、

**令和6年2月1日（木）～**

**令和6年2月29日（木）**

※申請希望者は学校事務室に申請用紙を取りに来て下さい

## 【交付申請】

- ① 遠距離等通学費交付申請書（様式1）
- ② 令和5年度の所得課税証明書
- ③ 通学計画書（様式2）

交付申請と請求申請の2つの手続きが必要です！！

## 【請求申請】

- ① 遠距離通学費補助金請求書（様式3）
- ② 補助金額計算書（様式4）
- ③ （定期券購入者）通学定期券購入額一覧表（様式4-2）  
（回数券購入者）通学回数券使用実績報告書（様式4-3）
- ④ 定期券または回数券購入時の領収書等※領収書は原本のみ可

【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

# おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、  
定期券の券面（表裏）のコピー、  
回数券の表紙の原本は

**必ず保管**しておきましょう！



年2回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面の  
コピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和5年7月と令和6年2～3月の年2回です。

1. 7月に請求している場合は、7月以降の実績分を請求してください。
2. 7月に請求していない場合は、令和5年4月から令和6年3月までの  
年間実績分で請求してください。

## 通学定期券

○○ ↔ △△  
R5.○月△日まで  
氏名 金額

通学定期券の券面には、  
有効期間と氏名、金額等が  
印字されています。  
※定期券の更新時には印字内容  
が上書きされるため、更新前に  
コピーをとってください。

区  
間  
・  
〇  
〇  
円

回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券  
の区間と区間あたりの金額が印  
刷されています。  
表紙は必ず保管し、補助金請求  
時にすべての表紙の原本を提出  
してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

沖縄県 遠距離通学



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル） 098-866-2116